

基準器となる「水銀柱圧力計」は、液体の性質を利用して圧力を計測します。  
人の背丈を超える高さの圧力計のレベルを確認することも多く、このように台に上  
がって数値を読み取ります。

水銀柱圧力計

重錘(おもり)



基準器となる「重錘型圧力計」は、重錘(おもり)を乗せて圧力をかけます。

検定に合格すると検定証印を刻印します。

検定証印



## 圧力計の検定

工場などでもよく使用されている「圧力計」は、滋賀県内の事業所でも製造されています。  
年間で1,778個(令和2年度実績)と検定数が多く、一度に複数の圧力計を検定する必要  
があります。

圧力計の検定方法としては、基準器となる圧力計で実際に圧力をかけ、検定する圧力計  
が指示する値と基準となる圧力とを比較し、誤差がないかを確認します。

このように複数の圧力計を設置し、同時に検定を行うことが多いです。

# 教えてや！計量法！

## Q:「商品量目制度」ってなんですか？

計量法では、法定計量単位(kgやℓ)により取引や証明における計量を行う者には、正確に計量をするよう努めることを義務づけています。

さらに、計量法で定める「特定商品」を法定計量単位により示して販売する場合には、「量目公差(法律で定める差)」を超えないように計量しなければなりません。

### ○風袋はしっかりと引くべし！

風袋(ラップ、トレー、シール、たれ、吸水紙など)の重さは内容量には含まれません。また、計量器で設定している風袋引きの数値も誤っていないか適時確認が必要です。

### ○水分が蒸発していないか確認するべし！

商品によっては店頭等に並べている間、水分が蒸発して内容量が減少している場合があります。適時、内容量を確認してください。

### ○量目公差を超えないよう計量するべし！

計量法では、「量目公差」が定められています。表記されている内容量と実際の内容量の差が、量目公差を超えないよう計量してください。下記は、量目公差の一例です。

特定商品の名称	商品の表示量	量目公差
精米・豆类・小麦粉 お茶・食肉・菓子 塩蔵魚介類(たらこ、いくらなど) など	5g以上 50g以下	-4%
	50gを超え 100g以下	-2g
	100gを超え 500g以下	-2%
	500gを超え 1kg以下	-10g
	1kgを超え 25kg以下	-1%
野菜・漬物・果実・魚介類 めん類・海藻類 調理食品(惣菜) など	5g以上 50g以下	-6%
	50gを超え 100g以下	-3g
	100gを超え 500g以下	-3%
	500gを超え 1.5kg以下	-15g
	1.5kgを超え 10kg以下	-1%

## 「合」や「坪」は使えません！

計量法において、体積を表す単位は「リットル」や「立法メートル」、面積を表す単位は「平方メートル」等と定められていることから、「合」や「坪」といった単位を取引や証明には使用できません。

例えば、お米の内容量を「〇〇合」とのみ表記して販売することはできません。(米の内容量は計量法において「キログラム」で表記することとされています。)

そもそも「合」は体積を表す単位であることから、質量を表す「キログラム」とは異なります。

ただし、法定計量単位と併せて、「〇〇kg(〇合相当)」や「〇〇㎡(〇坪)」などと参考値として併記することは可能です。

## 主な検査(検定)の実績

2021年11月(速報)

計量器の種類	検査(検定)数
長さ計(タクシーメーター装置)	78
質量計(はかり)	37
体積計(燃料油メーター・水道メーターなど)	61
圧力計	46
その他	0
合計	222

※検定とは、計量器が製造・修理等された際に受ける検査のことです。

なお、タクシーメーター装置は検定ではなく、検査と呼びます。

発行元:滋賀県計量検定所  
〒525-0022 草津市川原町149-1  
TEL:077-563-3145  
FAX:077-563-3393  
Mail:fd30@pref.shiga.lg.jp  
URL:http://www.pref.shiga.lg.jp/keiryou/